

令和3年度（2021年度）第2回政策会議

日 時：令和4年（2022年）1月12日（水）11:00～11:25

会 場：市長会議室

参集者：工藤市長，谷口副市長，平井副市長，田畑企業局長，辻教育長，
氏家病院局長（特別出席）
柏企画部長，小山内総務部長，川村財務部長

付議事項

（仮称）函館市パートナーシップ宣誓制度について（素案）

対応者

佐藤市民部長，鹿磯市民部次長，兵吾市民・男女共同参画課長

◆議題の趣旨◆

（仮称）函館市パートナーシップ宣誓制度について（素案）について協議しました。

◆協議の結果◆

原案どおり，本件の内容は了承されました。

◆おもな発言◆

■柏企画部長

本日1件目については，今後市立函館病院での取扱いも想定されることから，病院局長に特別に出席いただいている。それでは，市民部から「（仮称）函館市パートナーシップ宣誓制度について（素案）」の説明をお願いしたい。

■佐藤市民部長

この度の背景としては，性的少数者や性の多様性について社会的な関心が高まってきているものの，社会的理解が十分に得られず，当事者の方々は日常生活において，差別，偏見，無理解のため苦勞や生きづらさを抱えており，こうした当事者の方達にとってやさしいまちになるよう，また性の多様性尊重の観点から，その取組の一環として，この制度を導入しようとするものである。

制度の検討にあたり，令和3年5月に立ち上げた検討委員会での議論や，市民や当事者の方々との意見交換会での意見，男女共同参画審議会からの答申を参考としている。スケジュールについては，本日も了承いただければ，パブリックコメントを実施し，本年度中に成案化した後，要綱を策定し，令和4年4月から制

度を開始したいと考えている。

また、この制度で認められたカップルについては、可能な限り家族として取り扱っていただけるよう、特に市の行政サービスについては、市営住宅の入居資格や市立病院における入院時の家族としての扱いなど、可能な限り対応するよう現在各部局で検討していただいている。

今後は、民間事業者や市民の皆様にも理解していただけるよう、啓発事業などにも力を入れて持続的に取り組んでいきたいと考えている。内容については、担当課長から説明させるので、よろしくお願ひしたい。

■兵吾市民・男女共同参画課長

私から制度（素案）の概要につきまして、説明させていただく。このパートナーシップ制度については、夫婦同様に生活しているものの法律上婚姻を選択できない性的少数者のカップルに対し、その関係性を行政が認める制度となっており、現在全国では府県を含め150程度の自治体で導入されている。具体的には後ほど説明させていただくが、基本的には当事者の二人にお互いを人生のパートナーとしてこれからの人生をともに歩み、日常生活においてともに助け合うという関係であることを宣誓いただき、その宣誓を行政が認め、当事者の方に宣誓書の受領証を交付する制度である。

この制度の根拠規程については、条例、規則、要綱等があり、全国的には要綱がその大勢を占めているが、本市ではスピード感を持って制度を導入すること、また、その制度については、社会情勢等に合わせ適宜見直しを行っていくことから、まずは要綱を根拠とし、制度を導入することとする。条例化については今後の検討課題として、継続的に審議していきたいと考えている。この制度は法的な効力は生じないが、実際に夫婦同様に生活していながら婚姻のように、対外的に二人の関係性を証明できないことで生きづらさを抱えている当事者の方の困難の緩和と性の多様性への社会理解が促進されることを目指すものになっている。

この制度における「パートナーシップ」という言葉については、「互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持ち協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した一方または双方が性的少数者である二者の関係」と位置づけている。

この制度を利用するための5つの要件を設定しており、5つ全てに該当する方が制度を利用できる。1つ目が「双方が成年に達していること」2つ目が「一方または双方が性的少数者であること」3つ目として「一方または双方が市内在住または市内へ転入予定であること」4つ目が「双方に配偶者または双方以外にパートナーシップ関係がないこと」5つ目に「互いに近親者ではないこと」となっている。これらの点については必要書類に基づき確認し、手続きを行う予定である。

今申し上げた要件の3つ目「一方または双方が市内在住」について、検討委員会で対象の範囲を広く設定することについて議論があり「市内在住のほかには在勤、在学も含めた方がいいのではないか」という意見があった。この意見については、全国的にもほとんど例がないことや、他の自治体の住民も制度の対象になるため、近隣自治体に意見を伺ったところ、それぞれの自治体では、こうした制度については、具体的な検討まで至っていないということ、また、函館市の取組としては尊重するが、その制度について十分な議論と説明を行ってほしいというご意見をいただいたところである。そうしたなかで、男女共同参画審議会において審議していただいたところ、「制度はもとより、性的少数者の理解促進にかかる取組をまず進めることが重要であり、地域の理解が深まる状況をみながら、対象を広げていくよう」意見が示された。そのため今回、制度導入にあたり、素案のとおり「一方または双方が市内在住のこと」という要件でスタートしたいと考えている。

この制度では当事者二人に宣誓書を記入・提出いただき、それに対し、市から「パートナーシップ宣誓書受領証」「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を二人にそれぞれ交付することとしている。このカードについては、市や民間のサービスを受ける際、二人の関係を示す場合に提示するものである。性的少数者の方で実際の戸籍上の名前や性別に違和感があり、いわゆる通称名で日常生活を営んでいる方に配慮し、通称名で受領証や受領証カードを発行できるようにしている。

具体的な手順については、事前に確認書類や手続きの場所について確認しながらプライバシーに十分配慮し、予約制で行うこととしている。実際に二人のパートナーシップ関係を含め本人確認、宣誓の意思確認を行う必要があるため、基本的には二人に来ていただき手続きしていただくこととしている。場所は市役所4階の市民部執務室を予定しているが、当事者の要望に応じ、別室での手続きができるよう考えている。

「宣誓書受領証」および「受領証カード」については、二人がパートナーシップ関係を解消した時、一方が亡くなった時、お二方が市外に転出する場合など要件を満たさなくなった時には返還していただくこととしている。また、遡って実際にパートナーシップ関係にないことが判明した場合など、そもそも要件に該当していない場合は、宣誓自体を無効とし、受領証等を返還していただくこととしている。

最後になるが、宣誓書受領証および受領証カードについては、手数料はかからないが、手続きにかかるその他書類の発行手数料等は自己負担となる。実際、この制度だけではなく、性の多様性にかかる社会理解を深めていく必要があるため、引き続き市民や事業者への周知啓発に努めていく。

この制度の検討にあたり、検討委員会や審議会から示された付帯意見をまとめ、6点記載した。まず上3点が制度に対するものである。「将来的により効果的な制度運用が図られるよう条例化について検討すること」「制度対象は現在カップルだが、子どもを含めたファミリーシップ制度への移行を検討すること」「制度の対象者に市内の在勤、在学者を含めるよう検討すること」である。こちらについては男女共同参画審議会で継続的に審議し、制度の見直しを適宜行っていくことを考えている。次に下の3点だが、こちらは制度を効果的に運用していくための意見である。「性的少数者に対する理解促進のための取組の推進」そして「市民、事業者へのパートナーシップ制度の周知」「市職員への研修の実施」である。こちらについては必要な取組であることから、しっかりと進めたいと考えている。

実際にパートナーシップ宣誓書受領証を交付された方が受けられる市の行政サービスについて、配偶者や親族を対象とするものは極力対象となるよう、関係部局に検討を依頼しているところであり、例えば市営住宅への入居や市立病院の面会等の対応にパートナーシップ関係のある方を含めることについて、検討を進めていただいているところである。一方、民間サービスについては、携帯電話の家族割や生命保険の受取人指定、銀行ローンの共同名義の申し込みなど、すでに利用できるものが少しずつ広がってきている。また、大きな企業であれば従業員向けに福利厚生の中でも、当事者の方に配慮した制度ができていると聞いている。

市の行政サービスの拡充については、実際の運用にあたり条例や要綱等の改正が伴うことから、対応できるものから順次拡充していくものと考えている。

最後に、今後のスケジュールだが、本日の政策会議終了後、民生常任委員会正副委員長への説明を経て、週明けに民生常任委員会に資料配付するとともに、パブリックコメント手続きを開始したい。その後、2月15日にパブリックコメント手続きを終了し、結果を取りまとめ、今年度中に要綱を制定し、4月からの運用開始を目指したいと考えている。

■田畑企業局長

1つ確認したいのだが、検討委員会で前向きな意見が多い中、相反する意見やあるいは慎重論などはなかったのか。

■佐藤市民部長

検討委員会では、性的少数者を第一に考えた議論がされており、どちらかというと、慎重になどという意見はなかった。

■工藤市長

同性婚などに踏み込まず、あくまでもパートナーとして認めるかどうかなので、私自身は抵抗を感じる人は少ないのではないかと思う。

私が心配したのは、対象要件の拡大で、在勤、在学の方も対象にする場合、一自治体の範囲を超えることになるため、近隣自治体の十分な理解が不可欠であることから、よく確認するようにと指示していた。市民部長が感触も探りながら近隣自治体を訪問したと聞いていたのだが、審議会の中で自主的に対象の拡大についての意見が出てきたということか。

■佐藤市民部長

近隣自治体には、私も訪問して意見を伺ってきた。各自治体とも、社会的理解が進んでいくことが重要であって、現時点でパートナーシップ制度を導入することは考えていないということであった。委員の多くは、「当事者の方達に寄り添うことが第一」という考えであったが、委員の一人から「そうは言っても、自治体の取り組みであるので、まずは市の単位でやっていく方がいいのではないか」というご意見もあり、他の委員の方々にもご理解いただいた。

■工藤市長

おそらく、行政に携わっていない方たちは、自治体間の関係というのがよくわからないと思う。この施策をやるなということではなく、やる場合は近隣市町村の理解を十分に得なければ勝手にはできない。将来的な可能性は残すということで、今後、社会的理解が進み、実際に制度が必要となれば、その時は取り組むことができるようになる。都道府県単位で取り組んでくれれば、このような問題は起きないのだが、現在北海道では取り組んでいない。

■柏企画部長

それでは、承認ということによろしいか。

■工藤市長・出席者

承認する。